

5 - 1 課税状況

(1) 課税状況

区 分		相 続 人 の 数	金 額
		人	千円
取 得 財 産 価 額		5,145	360,987,306
相 続 時 精 算 課 税 適 用 財 産 価 額		148	3,767,709
債 務 控 除 額		2,543	37,574,129
暦 年 課 税 分 贈 与 財 産 価 額		467	1,662,032
課 税 価 格		5,179	328,842,918
相 続 税 額	算 出 税 額	5,100	35,962,752
	2 割 加 算 額	339	205,488
	計	5,100	36,168,240
税 額 控 除	暦 年 課 税 分 贈 与 税	184	114,022
	配 偶 者	892	9,488,781
	未 成 年 者	70	28,885
	障 害 者	78	86,219
	相 次 相 続	174	224,421
	外 国 税 額		
	計	1,342	9,942,327
差 引 税 額		4,431	26,225,909
相 続 時 精 算 課 税 分 贈 与 税 額 控 除 額		56	186,159
小 計		4,422	26,039,750
農 地 等 納 税 猶 予 税 額		52	513,362
株 式 等 納 税 猶 予 税 額		3	206,428
申 告 納 税 額	納 付 税 額	4,412	25,386,785
	還 付 税 額	37	66,825
災 害 減 免 法 に よ る 免 除 税 額			
遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		1,879	154,950,000

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者（同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。）について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「遺産に係る基礎控除額」欄の人員は、被相続人の数である。
 2 「相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 課税状況の累年比較

年 分	課税価格		相続税額	税額控除	納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金 額			相続人の数	金 額	
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成 16 年分	5,529	378,059,050	48,542,408	15,495,237	4,672	31,774,211	1,877
平成 17 年分	5,619	371,551,158	46,805,816	14,271,618	4,791	31,507,665	1,917
平成 18 年分	5,506	356,580,307	44,220,789	13,773,545	4,655	29,820,344	1,879
平成 19 年分	5,457	352,937,712	43,387,760	13,973,873	4,620	28,597,334	1,871
平成 20 年分	5,179	328,842,918	36,168,240	9,942,327	4,412	25,386,785	1,879

(3) 税務署別課税状況

税務署名	課税価格		納付税額		被相続人の数
	相続人の数	金額	相続人の数	金額	
	人	千円	人	千円	人
青森県計	650	40,835,890	550	3,363,122	223
盛岡	430	25,467,856	370	1,875,848	152
宮古	41	2,749,989	34	214,265	13
大船渡	12	843,487	10	42,018	5
水沢	62	3,244,755	52	189,971	25
花巻	109	7,982,629	92	745,272	47
久慈	18	1,373,059	16	144,120	6
一関	70	4,766,651	62	407,106	27
釜石	44	3,858,950	41	492,574	17
二戸	36	1,702,677	27	38,373	14
岩手県計	822	51,990,053	704	4,149,547	306
仙台北	437	27,286,426	373	2,388,191	156
仙台中	255	14,927,419	216	1,014,598	83
仙台南	294	17,273,636	253	1,074,368	102
石巻	84	5,515,813	74	354,433	34
塩釜	84	5,668,567	76	409,172	33
古川	82	5,134,996	71	453,023	29
気仙沼	45	2,696,951	41	145,877	16
大河原	65	3,342,493	55	221,506	25
築館	21	1,132,664	18	48,594	8
佐沼	40	2,240,458	36	286,548	13
宮城県計	1,407	85,219,423	1,213	6,396,311	499
秋田南	134	9,478,921	107	807,565	49
秋田北	75	4,348,532	60	207,500	30
能代	21	2,756,097	21	705,590	9
横手	34	3,452,549	27	291,173	15
大館	41	1,928,919	32	44,521	18
本荘	75	3,573,996	63	141,314	24
湯沢	21	1,382,358	18	43,530	9
大曲	75	5,249,452	64	327,789	26
秋田県計	476	32,170,823	392	2,568,980	180
山形形	278	20,488,004	232	1,909,655	98
米沢	46	2,870,471	40	108,031	23
鶴岡	55	3,181,120	45	170,717	22
酒田	56	3,026,861	51	121,452	22
新庄	22	1,349,393	21	118,569	8
寒河江	21	1,084,894	18	57,377	9
村山	36	1,834,307	28	61,354	14
長井	24	1,435,345	22	61,663	8
山形県計	538	35,270,395	457	2,608,816	204
福島島	275	21,062,765	239	2,065,033	109
会津若松	89	5,085,023	80	262,085	32
郡山	297	19,417,801	252	1,533,928	102
いわき	308	18,760,757	262	1,195,203	107
白河	50	3,438,482	43	183,416	21
須賀川	50	2,706,117	45	191,233	17
喜多方	26	2,053,808	19	235,951	10
相馬	107	6,976,485	95	498,210	40
二本松	68	3,044,782	48	109,604	22
田島	16	810,315	13	25,345	7
福島県計	1,286	83,356,334	1,096	6,300,009	467
総計	5,179	328,842,918	4,412	25,386,785	1,879

(注) この表は、「(1)課税状況」を税務署別に示したものである。

(4) 申告及び処理の状況

区 分		課 税 価 格		納 付 税 額		被相続人の数
		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	
本 年 分	申 告 額	人 5,182	千円 327,327,588	人 4,415	千円 25,182,018	人 1,879
	修正申告による増差額	162	2,465,456	238	420,578	106
	更正による増差額					
	更正等による減差額	62	950,126	95	215,811	43
	決 定 額					
	計	実 5,179	328,842,918	実 4,412	25,386,785	実 1,879
過 年 分	申 告 額	154	8,092,516	141	543,202	86
	修正申告による増差額	1,244	19,553,884	1,743	3,483,687	727
	更正による増差額	4	239,144	11	115,313	7
	更正等による減差額	292	3,962,407	374	1,266,769	165
	決 定 額	2	234,637	2	23,570	2
	計	実 1,400	24,157,774	実 1,963	2,899,003	実 833
合 計	申 告 額	5,336	335,420,104	4,556	25,725,220	1,965
	修正申告による増差額	1,406	22,019,340	1,981	3,904,265	833
	更正による増差額	4	239,144	11	115,313	7
	更正等による減差額	354	4,912,533	469	1,482,579	208
	決 定 額	2	234,637	2	23,570	2
	計	実 6,579	353,000,692	実 6,375	28,285,789	実 2,712

調査対象等：「本年分」は、平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までの申告（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）又は処理（更正、決定等）による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

「過年分」は、平成19年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年11月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、平成18年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成20年7月1日から平成21年6月30日までの間の申告又は処理（更正、決定等）による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。

- (注) 1 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。
2 増（減）差額の区分は差引税額（納税猶予前）の増減により判定している。

(5) 加算税の状況

区 分	過少申告加算税		無申告加算税		重 加 算 税	
	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
本 年 分	人 81	千円 13,043	人 33	千円 5,863	人 10	千円 10,959
過 年 分	1,259	214,128	148	67,314	190	371,420
合 計	1,340	227,170	181	73,176	200	382,379

5 - 2 課税価格階級別課税状況

(1) 人員、課税価格及び税額

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち		納付税額	法定相続人数
			相続時精算課税適用財産価額	暦年課税分贈与財産価額		
1億円以下	449	37,201,837	1,158,777	120,740	552,942	1,092
1億円超	958	131,694,718	1,288,690	672,622	4,970,654	3,260
2"	262	63,200,843	398,592	353,821	4,915,013	964
3"	160	59,815,855	559,144	379,484	7,132,062	609
5"	35	20,330,118	136,313	57,909	3,721,977	126
7"	10	8,333,894		17,196	2,009,614	33
10"	5	6,750,323	188,400	47,646	1,879,757	16
20"						
30"						
50"						
70"						
100"						
合計	1,879	327,327,588	3,729,916	1,649,417	25,182,018	6,100

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年11月2日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日までに延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

(2) 法定相続人員別の被相続人数

課税価格級	法定相続人員別被相続人数											
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人	10人	10人超
1億円以下	6	94	128	142	79							
1億円超	2	66	160	319	238	116	37	9	4	4	1	2
2 "	1	9	45	70	76	34	16	6	4			1
3 "	1	2	20	49	48	25	11	2		1		1
5 "		1	5	12	12	3	1				1	
7 "			4	4	1					1		
10 "			1	2	2							
20 "												
30 "												
50 "												
70 "												
100 "												
合計	10	172	363	598	456	178	65	17	8	6	2	4

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注）この表は、「(1)人員、課税価格及び税額」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示したものである。

5 - 3 相続財産の種類別状況

被相続人の数及び取得財産価額

財産等の種類		被相続人の数	取得財産価額
土地	田（耕作権及び永小作権を含む。）	645	14,008,425
	畑（"）	752	16,192,169
	宅地（借地権を含む。）	1,747	120,279,796
	山林	586	2,992,844
	その他の土地	629	9,511,570
	計	1,780	162,984,804
家屋、構築物		1,688	23,814,254
事業（農業） 用財産	機械器具、農耕具、じゅう器、備品	308	733,713
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	76	323,486
	売掛金	80	332,116
	その他の財産	135	662,722
	計	383	2,052,038
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	432	14,534,487
	同上以外の株式及び出資	1,085	10,371,536
	公債及び社債	374	7,511,612
	投資・貸付信託受益証券	474	7,383,161
	計	1,346	39,800,796
現金、預貯金等		1,862	83,122,794
家庭用財産		1,296	884,076
その他の財産	生命保険金等	460	16,610,134
	退職金及び功労金等	164	6,122,041
	立木	268	294,250
	その他	1,602	23,670,157
	計	1,666	46,696,582
合計		1,876	359,355,343
相続時精算課税適用財産価額		110	3,729,916
債務		1,646	33,333,413
葬式費用		1,835	4,073,674
計		1,853	37,407,088
差引純資産価額		1,879	325,678,171
加算贈与財産価額 / 暦年課税分贈与財産価額		260	1,649,417
課税価格		1,879	327,327,588

調査対象等：平成20年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者について、平成21年10月31日までに提出された「申告書（修正申告書を除く。）」（株式等納税猶予の特例の創設に伴い申告期限が平成22年2月1日まで延長されている者については、同日までに提出された申告書を含む。）に基づいて作成した。

（注）「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。